

質問 No	質問事項	回答
1	仕様書「3（2）ア（ア）d 区画および面積等」において、1区画15㎡のうち「PR活動は最大5%以内」とあります。 一方、「3（2）ア（ウ）展示の考え方」では、花き等の実物展示に加え、パネル、造形物、デジタル機器等を組み合わせ、福島県らしさや県産花きの魅力 をPR することとされています。この場合、パネル、造形物、デジタル機器等による県産花きの紹介・情報発信についても「PR活動」に該当し、区画面積の5%以内に収める必要があるのでしょうか。 「PR活動」に該当するもの・しないものの具体的な範囲について、ご教示ください。	PR活動に該当しない例は、以下のとおりです。 ・庭園・展示のコンセプトや見どころ、各季節の注目ポイントを紹介するパネルやスクリーン、サイネージの設置及び出展者が来場者へこれらを説明すること ・演出用のスクリーン、サイネージの使用 ・出展作品の理解促進を目的として行われる出展者情報や価格等が含まれない植物、資材、生産物等の説明を記載したパネルやスクリーン、サイネージの設置（企業ロゴや企業名が含まれる場合はPR活動とする。） PR活動に該当する例は、以下のとおりです。 ・銘板の他に庭園の一部としての出展者名の設置（例：花苗などの配置で会社名を作成） ・パネルやサイネージ、スクリーンを活用した企業、団体、個人、自治体の活動紹介（地方公共団体における観光や地場産品の需要喚起につながる活動を含む） ・企業名・ロゴを付したユニフォームを着用しての出展者による説明 ・商品名や価格、販売店を記載した製品、サービスの紹介、デモンストレーション、体験活動（ワークショップ、ゲーム、工作など）、チラシ、サンプリング、試供品の提供 また、PR活動の例と面積の考え方は、以下を参考としてください。 【PR活動/面積の考え方】 ①作品で表現したPR内容（例：花文字）/PR内容が占める面積（四角形でとらえる） ②パネル、サイネージ、スクリーン、のぼり（壁掛け、イーゼルや足があるもの）/パネル、サイネージ、スクリーン、のぼり<u>そのもの</u>の面積 ③企業名・ロゴを付したユニフォームを着用しての出展者による説明/出展者が占有する面積 ④出展者による出展者、製品、サービスに関する説明（机・椅子のある商談型、出展者が来場者に対して説明する場合、商談ブース）/出展者が占有する面積（机・椅子が占有する面積、出展者（説明者）が占有する面積、ブースの占有面積） ⑤物品（チラシ、サンプリング、試供品）、名刺の配布/配布者の占有する面積） ⑥机上、パンフレットラックにチラシ・広告・アンケートを掲示（机、パンフレットラックの平面占有面積） ⑦デモンストレーション、体験/出展者（実施者）や来場者、作品が占有する面積 <u>なお、詳細については、委託契約後に、出展事務局と内容を協議し承認を得る必要があります。</u>
2	仕様書では、催事のイメージ案として「旬の県産農林水産物の試食」および「その他県産品の紹介や販売」が示されています。 ・試食を想定している農林水産物の品目・品目数について、県からの指定または現時点での想定はありますか。 ・試食品の調達、保管、提供等について、受託者側で手配する想定でしょうか。 ・冷蔵・冷凍が必要な品目を扱う場合、冷蔵・冷凍ケース等の設備についても受託者側で手配する必要がありますか。 ・試食・販売について、県が指定・調整する事業者や団体（観光物産関係団体等）が実施する可能性はありますか。その場合、受託者との役割分担はどのように想定されていますか。	現時点で、試食の品目・品目数の指定及び試食・販売に係る事業者や団体の指定は、ありません。また、試食品の調達、保管、提供は受託者側での手配を見込んでいます。 冷蔵・冷凍ケースなど、会場の設備に備え付けがなく、必要なものについては、受託者側での手配を見込んでいます。 ただし、仕様書協議の際や委託契約締結後に実施内容の詳細を検討・調整するにあたり、契約の範囲内で、企画提案に対する品目や試食・販売に係る事業者や団体の追加等を必要に応じて相談する可能性はあります。
3	催事場の施設利用料と配置が必要となる管理スタッフの人件費についても、本委託業務の事業費に含めて受託者が負担する想定でしょうか。	本委託事業費には、施設利用料と管理スタッフの人件費も含めて企画提案ください。 屋内出展については、出展料は無料ですが、「屋内出展（短期間出展）公募要領」 2（4）屋内出展に係る出展条件及び同要領 2（6）作業及び経費負担の役割分担に記載ある出展者負担について事業費の範囲となります。 催事場については、7月1日（木）から7月3日（土）の範囲で利用することとし、各日とも9時から21時までの利用を想定し、基本的な施設利用料は360,000円を見込んでいます。提案にあたっては、協会が示す規程の範囲で利用時間を増減することも可能です。この場合は、催事施設利用ガイド（催事場）2の9）利用料金を参照の上、事業費を積算してください。 なお、出展期間中に本県職員の派遣も予定していますが、あくまで実施状況の確認等に要する最低限の配置を前提しているものです。

4	仕様書では、「区画背面に高さ180cm 程度の目隠し用の白色壁が設置される見込み」とあります。 ・白色壁は区画背面の一面のみでしょうか。それとも側面を含む三方に設置されるのでしょうか。 ・白色壁の材質をご教示ください。 ・白色壁へのパネル、装飾物等の貼付・設置は可能でしょうか。また、使用可能な固定方法に制限はありますか。 ・展示物、造作物等について、高さの上限はありますか。	屋内出展に係る「区画背面に高さ180cm 程度の目隠し用の白色壁が設置される見込み」については、目隠し用に高さ2,100mmの白色系のパーテーション（材質不明）が協会により設置される予定とされています。 1回目（7月3日～7月11日）の出展では、背面にパーテーションは設置されず、屋内出展棟のトラス構造の壁面が見える状態となります。 2回目（9月18日～9月26日）の出展では、背面に前述のパーテーションが設置される予定です。 いずれの壁・パーテーションとも、物をつるす、ポスターを貼るなどの利用はできないことから、委託事業者様が必要に応じて間仕切りと背面パネルを別途設置することとなります。両脇に間仕切パネルを設置する場合は、外側（裏側）も仕上げてください。壁面等の構造物は防災性能を有する資材を使用することとなります。また、背面パネル等の造作物が高さ2100mmを超える場合は外側（裏側）も仕上げる必要があります。併せて、背面・間仕切パネルは添木を施すか、ベース（脚部）にウエイト（おもり）を載せる等、必ず転倒・倒壊防止策を施す必要があります。 展示物、造作物等に高さの上限は設けられていませんが、床仕上げは透水性アスファルト舗装で原則ビス打ちは不可、天井からモノを吊り下げること也不可となります。つきましては、設置にあたり、それを考慮し転倒・倒壊防止策による安全性の確保が必要となります。
5	屋内出展・展示計画に関する質問展示条件の確認（1回目と2回目） 1回目（7月）は「宿根かすみそう」、2回目（9月）は「秋の花き」が中心と指定されていますが、使用する花材の調達ルートや調達費用（県からの提供か受託者側での手配か）の分担についてどのように想定されているか。	花材の調達については、受託事業者様が本委託業務の中で行うこととします。 なお、調達先について、特段の制限は設けておりません。一般的な小売店等からの調達の他、産地等の生産者からの直接仕入れも可能です。 また、委託契約後の調達先に関する相談や情報提供等については、本県でも可能な限り対応いたします。
6	PR活動範囲と施工制限:屋内出展のPR活動（広報・サービス紹介等）は「最大5%以内（0.75㎡以下）」という制限がありますが、展示空間全体でブランドイメージ（「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」）を訴求するための表現手法（映像・グラフィック・デジタル機器等）の許容範囲について具体的に留意すべき点はありますか。	協会の示すレギュレーション及び委託事業費の範囲で実施可能な手法であれば、特に制約はありません。
7	成果品および中間報告関連 中間報告書（令和9年2月26日提出）の段階で求められる具体的な成果（デザイン決定稿、演出マニュアル、安全管理計画等）の到達レベルについて想定はありますか。	中間報告書段階で想定する成果は以下になります。 ・屋内出展に係る展示計画書（出展内容を具体的に提示できるもの）、実施計画書（展示物の配置や施工方法を具体的に提示できるもの）及び関連書類 ・催事施設利用ガイド（催事場）3．催事実施フローにある様式2（催事実施計画シート）及び関連書類 ・その他、R8年度中にPR等を実施する場合には、関連する取組に係る報告や制作物。
8	当県産花きのPR活動計画の作成について 「当県産花きのPR活動計画の作成」とありますが、具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか。 例えば、以下のうち、どの範囲までを想定されているかご教示ください。 ① 出展期間中のPR方法等に関する計画の作成のみ ② 会場来場者に向けたPRツール等の制作・活用 ③ 出展会場への来場を促すための事前PRの実施 ④ 上記①～③を含む一連のPR活動 また、県と受託者の役割分担についてお聞かせください。	御提示の①～③を含む一連のPR活動において、本県出展の成功に有効かつ実現可能と考えられる取組を盛り込み、計画を作成ください。 なお、PRツールの作成や出展前及び出展期間に係るPR活動は、委託事業者が主体となって取り組むものとし、委託費で可能な範囲の提案としてください。 また、当県は、事前PRを行う機会の情報提供や県等が主催するイベントにおける周知の調整、既存の動画・写真・PR資材の提供などに対応します。

9	屋内出展に係る調整および出展実施について 「必要資材等の手配を含む出展までの準備、出展会場の設営、出展期間中の運営、撤去等に係るすべての業務を実施する」とありますが、「出展期間中の運営」について、具体的な業務範囲をご教示ください。 例えば、出展ブースの維持・管理（展示物の整理、補充、清掃等）のみを想定されているのか、または出展期間中のブース運営スタッフの手配・配置、来場者へのP R・案内等を含むブース運営全般を想定されているのか、ご教示ください。	屋内出展（短期間出展）公募要領2（6）の表-4に記載ある維持管理に加え、企画提案で必要となるブース運営のスタッフ手配・配置、来場者へのPR案内ブース等の運営についても、受託者側が対応するものとなります。
10	出展ブースについて 出展ブースの壁面パネルについて、主催者側で用意されるものを使用する想定でしょうか。それとも、受託者側で壁面パネル等を手配する想定でしょうか。 また、ステージ（舞台）高さをご教示ください。	出展ブースに必要な壁面パネルは、企画提案の必要に応じて受託者側で手配することを想定しています。 また、催事場のステージ（舞台）の高さは、催事施設利用ガイド（催事場）2の2）（3）舞台（ステージ）立面図のとおりです。
11	県P R動画について 催事において県P R動画を制作・放映する場合、動画制作に必要な県の既存映像素材等について、発注者側からご提供いただくことは可能でしょうか。 また、提供可能な映像素材の種類・形式等についても、併せてご教示ください。	福島園芸人（https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/engeijin/index.html）、福島県園芸課（https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035c/fukushima-flower.html）に掲載している動画や写真については、必要に応じて提供可能です。 また、その他に県が公開する映像データについては、所管部署と提供の可否を検討・調整いたします。